

第百六十八回国会
衆議院

厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

平成十九年十一月十四日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 茂木 敏充君

理事 大村 秀章君

理事 田村 憲久君

理事 吉野 正芳君

理事 山井 和則君

理事 新井 悦二君

井上 信治君

小野 次郎君

木村 義雄君

杉村 太蔵君

富岡 勉君

長崎幸太郎君

萩原 誠司君

福岡 資麿君

松本 純君

三ッ林隆志君

内山 晃君

郡 和子君

長妻 昭君

三井 辨雄君

柚木 道義君

古屋 範子君

阿部 知子君

後藤 茂之君

宮澤 洋一君

山田 正彦君

福島 豊君

井澤 京子君

石崎 岳君

木原 誠二君

櫻田 義孝君

高鳥 修一君

永岡 桂子君

西本 勝子君

林 潤君

松浪 健太君

松本 洋平君

盛山 正仁君

菊田真紀子君

園田 康博君

細川 律夫君

村井 宗明君

伊藤 渉君

高橋千鶴子君

糸川 正晃君

大村 秀章君

田村 憲久君

宮澤 洋一君

吉野 正芳君

後藤 茂之君

福島 豊君

古屋 範子君

蓮 舫君

辻 泰弘君
足立 信也君
伊藤 渉君
松浪 健太君
柳原 志俊君

参議院議員
厚生労働大臣政務官
厚生労働委員会専門員

委員の異動
十一月十四日

川条 志嘉君

清水鴻一郎君

谷畑 孝君

岡本 充功君

同日

小野 次郎君

永岡 桂子君

盛山 正仁君

谷畑 孝君

清水鴻一郎君

村井 宗明君

岡本 充功君

補欠選任

川条 志嘉君

小野 次郎君

永岡 桂子君

盛山 正仁君

谷畑 孝君

清水鴻一郎君

村井 宗明君

岡本 充功君

十一月十三日

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
例等に関する法律案(大村秀章君外六名提出、
衆法第五号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

後期高齢者医療制度創設にあつたての意見書
(青森県深浦町議会(第二六三八号))
高齢者の医療制度に関する意見書(長野県豊丘
村議会(第二六三九号))
後期高齢者医療制度の見直しを求める意見書
(大阪府交野市議会(第二六四〇号))
障害者自立支援法の抜本的な見直しを求める意
見書(大阪府交野市議会(第二六四一号))
生活保護制度に関する意見書(三重県議会(第
二六四二号))

特定検診、特定保健指導実施にあたりこれまで
の水準が引き下がることのないよう必要な財源
措置を行うことなどを求める意見書(青森県深
浦町議会(第二六四三号))
BSE全頭検査の実施に関する意見書(北海道
清里町議会(第二六四四号))
は本委員会に参考送付された。

本日開催に付した案件

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
例等に関する法律案(大村秀章君外六名提出、
衆法第五号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金
法等の一部を改正する法律の一部を改正する法
律案(大村秀章君外六名提出、衆法第六号)

一部を改正する法律案及び参議院提出、国民年金
事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部
を改正する法律の一部を改正する法律案の各案を
議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。大
村秀章君。

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特
例等に関する法律案
(本号末尾に掲載)

ただいま議題となりました厚生年金保険の保険
給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案に
つきまして、提出者を代表いたしまして、その提
案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

年金記録問題につきましては、政府・与党とし
て、その早期解決に向けて全力を尽くしております
が、総務省に設置された年金記録確認第三者委
員会において処理される事実が認められるが、事業主
からその保険料の納付がなされていない事案につ
いては、現行制度では保険給付を行うことが困難
となっております。

こうした方の年金記録を速やかに訂正し、一日
も早い解決を行うことにより、公的年金制度に対
する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険
制度において事業主が被保険者の保険料を源泉控
除していたにもかかわらず、納付義務を履行した
ことが明らかでない場合における保険給付に關す
る特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険
料を納付できるようにする等の特別の立法措置を
講ずることとした次第でございます。

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

第一類第七号 厚生労働委員会 議 録 第 六 号 (刷 換 分)

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、事業主が厚生年金保険の被保険者の保険料を源泉控除したにもかかわらず保険料を納付したことが明らかでないとの意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、年金記録の訂正を行い、厚生年金保険法による保険給付を行うこととしております。

第二に、事業主または事業が廃止された法人たる事業主の役員であつた者は、特例納付保険料を納付することができるとし、社会保険庁長官がその納付を勧奨するとともに、社会保険庁長官は、年金事業の適正な運営等を図るため、特例納付保険料の納付について期限までに申し出が行われない場合、納期限までに納付されない場合または勧奨を行うことができない場合には、事業主等の氏名または名称等を随時公表しなければならぬこととしております。

第三に、国は、特例納付保険料の納付について期限までに申し出が行われなかつた場合または勧奨を行うことができない場合には、特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担することとしております。

第四に、厚生年金基金及び企業年金連合会における厚生年金の代行部分についても、厚生年金に準じて所要の規定を設けることとしてしております。

最後に、この法律は、公布の日から施行するとともに、国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失ふこととしたしております。

以上が、本法律案の提案の理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。(拍手)
○茂木委員長 次に、福島豊君。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○福島議員 ただいま議題となりました国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

本年六月に成立した社会保険庁改革関連法において、年金事業運営経費に関しては、年金事務費について、受益と負担の明確化を図る観点から、保険料を充てることができる旨の規定を廃止し、必要な施設をすることができるとし、グリーンピア、厚生年金会館等をつくらぬことを明確にした上で、さらに、保険料を財源とする事業の範囲について、年金教育・広報、年金相談、情報提供など、年金被保険者、受給者に対する事業として真に必要なものを限定的に列挙する改正を行ったところであります。今般、この法律改正の趣旨を踏まえ、年金事業運営経費の一層の適正化を図るため、この法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、年金教育・広報等について、いわゆるセンター施設の建設等は想定していないものであるが、これを行わないことを条文上明記するものであります。

第二に、経費執行の一層の透明化を図るために、年金事業運営経費の国庫及び年金保険料の財源としての用途を国会に報告するとともに公表することとするものであります。

最後に、この法律の施行期日は公布日としておりますが、実際には、この法律により改正される

法律の規定の施行期日である平成二十年四月一日から実施されます。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。(拍手)

○茂木委員長 次に、参議院議員連舛君。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
(本号末尾に掲載)

○連舛参議院議員 ただいま議題となりました民主党・新緑風会・日本提出の国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案、いわゆる年金保険料流用禁止法案につきまして、発議者を代表して、主な提案理由並びに法案の概要を御説明申し上げます。

主な提案理由は、公的年金制度に対する国民の皆様への信頼を回復し、持続可能な公的年金制度の再構築を図るためでございます。

賦課方式の公的年金制度においては、引退世代の給付を支えるために、現役世代、将来世代が保険料を納付することが制度存立の前提であり、現役世代、将来世代ともに、制度の運営とその持続可能性に信頼を抱いていることが不可欠の要素であります。ところが、本年六月十九日付の全国紙世論調査では、国の年金制度を信頼していないとする人が七六％に上っているように、国民の皆様への公的年金制度に対する信頼は著しく低下しているのが実情です。

昨今明らかにした、いわゆる宙に浮いた年金記録に代表されるさまざまな記録管理の問題、また社会保険庁職員や市町村職員による年金保険料等の横領など、本来あつてはならない事態が次々と明らかになってきたことなど、公的年金制度への国民の信頼は過去例を見ないほど失墜してしま

す。

このような状態を招いた原因は複合的ではございますが、その一つに保険料流用問題があると私たちは考えています。

これまでに国民の皆様からお預かりした貴重な年金保険料がグリーンピアに代表される不要不急の施設や職員用のゴルフボール、マッサージ機などに使われ、総額で六兆八千億円もの保険料が流用されてきたことが明らかになり、国民の皆様への公的年金制度への不信感をさらに強めたことは異論を見ないことだと考えます。

これまでも国会においては、問題の指摘のみならず、問題解決、是正のための審議が重ねられてきたところではございますが、年金制度の持続可能性を高め、制度への不信感を払拭し、信頼を回復するために、保険料は給付以外に一切使われないことを国庫の最高機関である国会が国民の皆様にお約束することがまずは求められていると考えます。

そこで、このたびの法案は、賦課方式の公的年金制度存続の大前提である国民の皆様への信頼を回復することを企図しており、ここに御提案申し上げます。この一点をもつてしましても、衆議院の議員の皆様方には、与野党を問わず御賛同いただけるものと期待しております。

以上が主な提案理由であります。

続きまして、法案の概要を御説明申し上げます。

さきの通常国会では、国民年金法第七十四条及び厚生年金保険法第七十九条の福祉施設の規定を削除するかわりに、教育及び広報等への保険料充当が可能とする法改正を行いました。本法案では、その改正を行わずに、当該規定を削除することにより、教育及び広報等への保険料充当を禁止することとしたいたします。

また、改正法で保険料を充当することが可能であつた事業について、国民年金法第八十五条及び厚生年金保険法第八十条で国庫が負担することが明記されておりますので、その他関係条文を整理す

ることにより、年金保険料は年金給付以外に使用しないことを担保いたします。
以上、本法案の提案理由と概要を御説明申し上げます。

議員各位におかれましては、我が国の公的年金制度が置かれている現状、国民の皆様の公的年金制度に対する不信感の高まりをかんがみ、速やかに御審議の上、御賛同いただけますようお願いを申し上げます。（拍手）

○茂木委員長 以上で各案についての趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後一時十四分散会

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律案

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律

（保険給付等に関する特例等）

第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うものの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第十五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。）に該当するもの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料

に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2 社会保険庁長官は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十八条の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。

3 前項の訂正が行われた場合における厚生年金保険法第七十五条ただし書の規定（他の法令において引用し、又は準用する場合を含む。）の適用については、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出があつたものとし、社会保険庁長官が確認等を行った特例対象者の厚生年金保険の被保険者であつた期間について同法による保険給付（これに相当する給付を含む。以下同じ。）を行うものとする。

4 前二項の場合において、国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）の規定を適用するときは、前項に規定する期間の計算の基礎となつた月に係る同法第七条第一項第二号に規定する第二号被保険者としての国民年金の被保険者期間については、同法第五条第二項に規定する保険料納付済期間に算入し、同法第十四条の規定により記録した事項の訂正を行うものとする。

5 前三項の場合において、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第十一号）第一条及び第二条（これらの規定を同法附則第二条において準用する場合を含む。）の規定を適用するときは、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅する前に、厚生年金保険法第二十七条の規定による届出があつたものとする。

6 社会保険庁長官は、特例対象者に係る確認等を行ったときは、厚生年金保険法第二十九条第一項の規定にかかわらず、当該特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者に對し、同条第一項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第二項から第四項までの規定は、適用しない。

7 社会保険庁長官は、前項の特例対象者、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一項の事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、厚生年金保険法第二十九条第五項の規定による公告を行うものとする。

（特例納付保険料の納付等）

第二条 社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主（当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であつた個人を含む。以下「対象事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 社会保険庁長官は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料（以下「特例納付保険料」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象事業主（法人である対象事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同

等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができ

4 社会保険庁長官は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であつた者に対して、特例納付保険料の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 社会保険庁長官は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときは（除く。）には、対象事業主又は第三項の役員であつた者に対して、社会保険庁長官が定める期限までに次項の規定による申出を行わなければならないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象事業主又は第三項の役員であつた者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、未納保険料に係るすべての期間に係る特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し書面により申し出ることができる。

7 対象事業主又は第三項の役員であつた者は、前項の規定による申出を行った場合には、社会保険庁長官が定める納期限までに、同項に規定する特例納付保険料を納付しなければならない。

8 前項の場合において、特例納付保険料は、厚生年金保険法の規定の例により徴収する。

9 国は、毎年度、社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない

と認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。)であつて次条(同条第一号口又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。)の規定による公表を行ったときにおいて、その後次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一 次条の規定による公表を行った後において社会保険庁長官が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合(次号の場合を除く。)

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。)

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

10 前項の規定に基づく一般会計からの繰入金金、特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百十一条第三項の規定にかかわらず、年金特別会計の厚生年金勘定の歳入とする。

11 年金特別会計の厚生年金勘定において、第九項の規定に基づき一般会計から繰り入れた金額に係る特別会計に関する法律第百二十条第二項第二号の規定の適用については、同号中「金額」とあるのは、「金額(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第二条第九項の規定に基づき繰り入れた金額を除く。)」とする。

12 次の各号に掲げる場合に該当するときは、納付された特例納付保険料に相当する額は、年金特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

一 第九項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例納付保険料が納付されたとき。

二 第九項第二号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例納付保険料が納付されたとき。

(公表)

第三条 社会保険庁長官は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項に規定する場合において社会保険庁長官が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。)

イ 又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該対象事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行つたが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。)

イ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行つたが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例納付保険料を納付しない場合

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合(ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。)

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。)

第四条 厚生年金基金(以下「基金」という。)の設立事業所の事業主であつて、第一条第六項の通知を受けたもの又は同条第七項の公告をされたものが、厚生年金保険法第百四十一条第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項又は第二項の規定により加入員の負担すべき掛金を控除した事実があるにもかかわらず、当該加入員に係る同法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合(当該掛金(免除保険料)当該掛金の算定の基礎となる期間に係る標準報酬月額及び標準賞与額

に当該期間に係る同法第八十一条の三第一項に規定する免除保険料率を乗じて得た額をいう。)に相当する部分に限る。以下「未納掛金」という。)を徴収する権利について同法第七十条第一項に規定する時効の期間が経過する前に同法第百二十八条の規定による届出があつた場合を除き、未納掛金を徴収する権利について同法第百七十条第一項に規定する時効の期間が経過している場合に限る。)

には、基金は、遅滞なく、未納掛金に係る期間を有する者(以下「特例対象加入員」という。)に係る加入員の資格の取得及び喪失の確認(以下この条及び次条において「確認」という。又は同法第百二十九条第五項の規定による標準給与の改定若しくは決定(以下この条及び次条において「改定等」という。)を行うものとする。ただし、特例対象加入員が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2 基金は、特例対象加入員に係る確認を行ったときは、当該特例対象加入員、当該特例対象加入員を使用し、又は使用していた前項に規定する事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、その旨の通知を行わなければならない。

3 基金は、特例対象加入員に係る改定等を行ったときは、厚生年金保険法第百二十九条第五項の規定にかかわらず、当該特例対象加入員、当該特例対象加入員を使用し、又は使用していた第一項に規定する事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、同条第五項の規定による通知を行うものとする。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

4 基金は、第二項又は前項の特例対象加入員、当該特例対象加入員を使用し、又は使用していた第一項に規定する事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため第二項又は前項の通知をすることができない場合においては、第二項又は前項の通知に代えて、その通知すべき事項

の公告を行うものとする。

5 前各項の規定は、特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第二項の適用事業所の事業主について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、基金による老齢年金給付の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

(未納掛金の納付等)

第五条 基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合には、当該特例対象加入員を使用し、又は使用していた前条第一項に規定する事業主(当該事業所の事業主であるものを除く。以下この項において「事業承継事業主」という。)及び当該事業主であつた個人を含む。以下「対象設立事業主」という。は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金(事業承継事業主については、未納掛金に相当する額。次項及び次条第一項第一号において同じ。)を納付することができる。

2 基金は、対象設立事業主に対して、未納掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象設立事業主(法人である対象設立事業主に限る。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金に相当する額を納付することができる。

4 基金は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であつた者に対して、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 基金は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において第二項又は前項の規定による勧奨を行うときを除く。には、対象設立事業主又は第三項の役員であつた者に対して、基金が定める期限までに次項の規定による公表を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、第二項又は第四項の規定による勧奨を受けた場合には、前条第一項の未納掛金に係る期間のすべての期間に係る未納掛金又は未納掛金に相当する額(以下この条において「未納掛金等」という。)を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し書面により申し出ることができる。

7 対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、前項の規定による申出を行った場合には、基金が定める納期限までに、同項に規定する未納掛金等を納付しなければならない。

8 前項の場合において、未納掛金に相当する額は、基金の掛金の例により徴収する。

9 政府は、毎年度、基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において当該特例対象加入員に係る確認又は改定等を行ったときを除く。)であつて次条第一項(同項第一号又は第二号に係る部分を除く。第一号において同じ。)の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するとき

は、当該特例対象加入員に係る未納掛金等の額に相当する額の総額を、当該基金に対し交付する。

一 次条第一項の規定による公表を行った後において基金が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかつた場合(次号の場合を除く。)

二 次のいずれかに該当するとき。

イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勧奨を行うことができない場合(ロに掲げる場合及び第四項の規定による勧奨を行った場合を除く。)

ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合

10 前項の基金は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該未納掛金等に相当する額を国庫に納付するものとする。

一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に未納掛金等が納付されたとき。

二 前項第二号に該当する場合であつて、同号の期限後に未納掛金等が納付されたとき。

11 前項の規定により国庫に納付された未納掛金等に相当する額は、一般会計に帰属する。

12 前各項の規定は、前条第五項の規定により同条第一項から第四項までの規定が準用される厚生年金保険法第二百二十九条第二項の適用事業所の事業主について準用する。

第六条 基金は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第四条第一項に規定する場合において基金が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勧奨を行った場合(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨

に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨を行ったときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 当該対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかつた場合

ロ 当該対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行つたが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに未納掛金を納付しない場合

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勧奨を行った場合(特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第四項の規定による勧奨を行ったときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該役員であつた者(厚生労働省令で定める者を除く。)

イ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかつた場合

ロ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行つたが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに未納掛金に相当する額を納付しない場合

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勧奨を行うことができない場合(ロに掲げる場合。同条第四項の規定による勧奨を行った場合及び特例対象加入員に係る厚生年金保険法第二百二十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勧奨

を行うことができないときを除く。）

口 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

2 前項の規定は、前条第十二項の適用事業所の事業主について準用する。

（企業年金連合会による老齢年金給付に関する特例等）

第七条 解散した基金の設立事業所の事業主であつて、第一条第六項の通知を受けたもの又は同条第七項の公告をされたものが、厚生年金保険法第百四十一条第一項の規定により準用される同法第八十四条第一項又は第二項の規定により解散した基金の解散基金加入員（同法第百四十九条第一項に規定する解散基金加入員をいう。以下この項において同じ。）の負担すべき掛金を控除した事実があるにもかかわらず、当該解散基金加入員に係る同法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（未納掛金を徴収する権利について同法第百七十条第一項に規定する時効の期間が経過する前に同法第百二十八条の規定による届出があつた場合を除き、未納掛金を徴収する権利について同法第百七十条第一項に規定する時効の期間が経過している場合に限る。）には、企業年金連合会（以下「連合会」という。）は、遅滞なく、未納掛金に係る期間を有する者（以下「特例対象解散基金加入員」という。）に係る加入員の資格の取得及び喪失の確認又は標準給与の改定若しくは決定（以下この条及び次条において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象解散基金加入員が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

2 連合会は、特例対象解散基金加入員に係る確認等を行ったときは、当該特例対象解散基金加入員、当該特例対象解散基金加入員を使用し、又は使用していた前項に規定する事業主その他の厚生労働省令で定める者に対し、その旨の通知を行わなければならない。

3 連合会は、前項の特例対象解散基金加入員、当該特例対象解散基金加入員を使用し、又は使用していた第一項に規定する事業主その他の厚生労働省令で定める者の所在が明らかでない場合その他やむを得ない事情のため前項の通知をすることができない場合においては、同項の通知に代えて、その通知すべき事項の公告を行うものとする。

4 前三項の規定は、特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百二十九条第二項の適用事業所の事業主について準用する。

5 前各項に定めるもののほか、連合会による老齢年金給付の特例に関し必要な事項は、政令で定める。

（特例掛金の納付等）

第八条 連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合には、当該特例対象解散基金加入員を使用し、又は使用していた前条第一項に規定する事業主（当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であつた個人を含む。以下「解散した基金の対象設立事業主」という。）は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金として、未納掛金に相当する額を納付することができる。

2 連合会は、解散した基金の対象設立事業主に對して、前項の特例掛金（以下「特例掛金」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、解散した基金の対象設立事業主（法人である解散した基金の対象設立事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定

による勸奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金を納付することができる。

4 連合会は、第二項の規定による勸奨を行うことができない場合においては、前項の役員であつた者に対して、特例掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 連合会は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合（特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。）には、解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であつた者に対して、連合会が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には、未納掛金に係るすべての期間に係る特例掛金を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に対し書面により申し出ることができる。

7 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、前項の規定による申出を行った場合には、連合会が定める納期限までに、同項に規定する特例掛金を納付しなければならない。

8 前項の場合において、特例掛金は、基金の掛

金の例により徴収する。

9 政府は、毎年度、連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合（特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において当該特例対象解散基金加入員に係る確認等を行ったときを除く。）であつて次条第一項（同項第一号又は第二号に係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額の総額を、連合会に対し交付する。

一 次条第一項の規定による公表を行った後に、当該連合会が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかつた場合（次号の場合を除く。）

二 次のいずれかに該当するとき。
イ 厚生労働省令で定める期限までに第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び第四項の規定による勸奨を行った場合を除く。）
ロ イに規定する厚生労働省令で定める期限までに第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合

10 連合会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例掛金に相当する額を国庫に納付するものとする。
一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例掛金が納付されたとき。
二 前項第二号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例掛金が納付されたとき。

11 前項の規定により国庫に納付された特例掛金に相当する額は、一般会計に帰属する。

12 前各項の規定は、前条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される厚生年金保険法第百二十九条第二項の適用事業所の事業主について準用する。

(公表)

第九條 連合会は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第七條第一項に規定する場合において連合会が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 解散した基金の対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九條第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行ったときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ 当該解散した基金の対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該解散した基金の対象設立事業主が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例掛金を納付しない場合

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九條第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該役員であつた者(厚生労働省令で定める者を除く。)の氏名
イ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行わなかった場合

ロ 当該役員であつた者が前条第五項の期限までに同条第六項の規定による申出を行ったが、同条第七項の規定に違反して、同項の納期限までに特例掛金を納付しない場合イ又はロに掲げる場合に該当するとき

三 当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合(ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勸奨を行った場合及び特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九條第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九條第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

2 前項の規定は、前条第十二項の適用事業所の事業主について準用する。

(基金等への情報提供)

第十條 社会保険庁長官は、基金又は連合会に対し、基金の設立事業所(厚生年金保険法第百二十九條第二項の適用事業所を含む。)の事業主であつて、第一条第六項の通知を行ったもの又は同条第七項の公告をしたものの名称及び所在地その他必要な情報を提供するものとする。

(審査請求等)

第十一條 社会保険庁長官のした特例納付保険料の徴収の処分又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第九十一条から第九十一条の三

までの規定及び社会保険審査官及び社会保険審査会法(昭和二十八年法律第二百六号)の規定を適用する。

2 基金のした第五条第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第百四十一条の規定により準用される同法第八十六条の規定による処分は、同法に基づく処分とみなして、同法第九十一条の規定により準用される同法第九十一条から第九十一条の三までの規定及び社会保険審査官及び社会保険審査会法の規定を適用する。

3 第七條第一項(同条第四項において準用する場合を含む。)及び第八條第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定による処分に不服がある者については、厚生年金保険法第六章の規定を準用する。この場合において、同法第九十一条の三中「第九十条第一項又は第九十一条」とあるのは、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(平成十九年法律第 号)第十一條第三項において準用する第九十条第一項又は第九十一条」と読み替へるものとする。

4 社会保険審査官又は社会保険審査会は、社会保険審査官及び社会保険審査会法第一条第一項及び第十九條の規定にかかわらず、前項の審査請求の事件を取り扱う。

(時効)
第十二條 特例納付保険料その他この法律の規定による徴収金次項において「特例納付保険料等」という。)を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて、消滅する。

2 特例納付保険料等の納入の告知又は第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項若しくは第五条第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。)及び第八條第八項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定によりその例に

よるものとされる同法第百四十一条第一項において準用する同法第八十六条第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

(期間の計算)

第十三條 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に関する規定を準用する。

(協力)

第十四條 対象事業主又は第二条第三項の役員であつた者は、第一条第一項に規定する場合に特例対象者その他の関係者に対して厚生年金保険法による保険給付又は国民年金法による給付(これに相当する給付を含む。)が適正に行われるようにするため社会保険庁長官が講ずる措置にできる限り協力しなければならない。

2 対象設立事業主若しくは第五条第三項の役員であつた者又は解散した基金の対象設立事業主若しくは第八条第三項の役員であつた者は、第四条第一項又は第七条第一項に規定する場合に特例対象加入員又は特例対象解散基金加入員その他の関係者に対して厚生年金保険法による保険給付が適正に行われるようにするため基金又は連合会が講ずる措置にできる限り協力しなければならない。

3 前項の規定は、第四条第五項の規定により同条第一項から第四項までの規定が準用される厚生年金保険法第百二十九條第二項の適用事業所の事業主若しくは第五条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者又は第七条第四項の規定により同条第一項から第三項までの規定が準用される同法第百二十九條第二項の適用事業所の事業主若しくは第八条第十二項において準用する同条第三項の役員であつた者について準用する。この場合において、前項中「第四条第一項又は第七条第一項」とあるのは、「第四条第五項において準用する同条第一項又は第七条第四項において準用する同条第一項」と読

み替えるものとする。

(命令への委任)

第十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(罰則)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による徴収職員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をした者

二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法第百四十一条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は当該検査に關し偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類を提示した者

第十七条 法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの)以下この条において「人格のない社団等」という。以下この項において同じ。代表者(人格のない社団等の管理人を含む)又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

2 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の公布の

日又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第 号)の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、第一条第一項に規定する国家行政組織法第八条に規定する機関であつて年金記録に關する事項の調査審議を専門的に行うものが廃止される日限り、その効力を失う。ただし、同日までにあつた第一条第一項の意見に係る事案については、この法律の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。(旧船員保険法等に關する特例)

第三条 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)第五条の規定による改正前の船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)その他厚生労働省令で定める法令の適用に關し、第一条第一項の意見に相当する意見があつたときは、当該意見を同項の意見とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、必要な読替は厚生労働省令で定める。(日本年金機構法の一部改正)

第四条 日本年金機構法平成十九年法律第百九号の一部を次のように改正する。
附則第六十九条の次に次の一条を加える。
(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關する法律の一部改正)
第六十九条の二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に關する法律平成十九年法律第 号の一部を次のように改正する。

本則中「社会保険庁長官」を「厚生労働大臣」に改める。

第十七条を第二十五条とする。
第十六条第一号中「(昭和三十四年法律第百四十七号)」を削り、同条を第二十四条とする。

第十五条を第二十三条とし、第十四条の次に次の八条を加える。

(機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第十五条 次に掲げる厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構(以下「機構」という。)に行わせるものとする。

一 第二条第六項の規定による申出の受理

二 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十三条の二の規定による申出の受理及び承認

三 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第五項の規定による国税滞納処分の例による処分及び同項の規定による市町村に対する処分の請求

四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)第百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第百四十二条の規定

による搜索

六 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める権限

2 機構は、前項第三号に掲げる国税滞納処分の例による処分及び同項第五号に掲げる権限(以下「滞納処分等」という。)その他同項各号に掲げる権限のうち厚生労働省令で定める権限に係る事務を効果的に行うため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に当該権限の行使に必要な情報を提供するとともに、厚生労働大臣自らその権限を行うよう求めることができる。

3 厚生労働大臣は、前項の規定による求めがあつた場合において必要があると認めるとき、又は機構が天災その他の事由により第一項各号に掲げる権限に係る事務の全部若しくは一部を行うことが困難若しくは不適当となつたと認めるときは、同項各号に掲げる権限の全部又は一部を自ら行うものとする。

4 厚生年金保険法第百条の四第四項から第七項までの規定は、機構による第一項各号に掲げる権限に係る事務の実施又は厚生労働大臣による同項各号に掲げる権限の行使について準用する。(財務大臣への権限の委任)

第十六条 厚生労働大臣は、前条第三項の規定により滞納処分等及び同条第一項第四号に掲げる権限の全部又は一部を自らが行うこととした場合におけるこれらの権限並びに同号に規定する厚生労働省令で定める権限のうち厚生労働省令で定めるもの(以下この項において「滞納処分等その他の処分」という。)に係る納付義務者が滞納処分等その他の処分の執行を免れる目的でその財産について隠ぺいしているおそれがあることその他の政令で定める事情があるため特例納付保険料及び延滞金の効果的な徴収を行

う上で必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、財務大臣に、当該納付義務者に関する情報その他必要な情報を提供するとともに、当該納付義務者に係る滞納処分等その他の処分の権限の全部又は一部を委任することができる。

2 厚生年金保険法第百条の五第二項から第七項までの規定は、前項の規定による財務大臣への権限の委任について準用する。

(機構が行う滞納処分等に係る認可等)

第十七条 機構は、滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、次条第一項に規定する滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。

2 厚生年金保険法第百条の六第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構が行う滞納処分等について準用する。

(滞納処分等実施規程の認可等)

第十八条 機構は、滞納処分等の実施に関する規程(次項において「滞納処分等実施規程」という。)を定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 厚生年金保険法第百条の七第二項及び第三項の規定は、滞納処分等実施規程の認可及び変更について準用する。

(地方厚生局長等への権限の委任)

第十九条 この法律に規定する厚生労働大臣の権限(第十六条第一項及び同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の五第二項に規定する厚生労働大臣の権限を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(機構への事務の委託)

第二十条 厚生労働大臣は、機構に、次に掲げる事務を行わせるものとする。

一 第二条第二項及び第四項の規定による勧奨に係る事務(当該勧奨を除く。)

二 第二条第五項の規定による通知に係る事務(当該通知を除く。)

三 第二条第八項及び同項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十五条の規定による特例納付保険料の徴収に係る事務(第十五条第一項第二号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに次号及び第七号に掲げる事務を除く。)

四 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十六条第一項及び第二項の規定による督促に係る事務(当該督促及び督促状を発すること(督促状の発送に係る事務を除く。))を除く。

五 第二条第八項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十七条第一項及び第四項の規定による延滞金の徴収に係る事務(第十五条第一項第三号から第五号までに掲げる権限を行使する事務及び次条第一項の規定により機構が行う収納、第二条第八項の規定によりその例によるものとされる同法第八十六条第一項の規定による督促その他の厚生労働省令で定める権限を行使する事務並びに前号及び第七号に掲げる事務を除く。)

六 第十条の規定による情報の提供に係る事務(当該情報の提供を除く。)

七 第十五条第一項第四号に規定する厚生労働省令で定める権限に係る事務(当該権限を行使する事務を除く。)

八 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事務

2 厚生年金保険法第百条の十第二項及び第三項の規定は、前項の規定による機構への事務の委託について準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、政令で定める。

(機構が行う収納)

第二十一条 厚生労働大臣は、会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第七条第一項の規定にかかわらず、政令で定める場合における特例納付保険料及び延滞金の収納を、政令で定めるところにより、機構に行わせることができる。

2 厚生年金保険法第百条の十一第二項から第六項までの規定は、前項の規定による機構が行う収納について準用する。この場合において、必要な技術的読替等は、政令で定める。

(情報の提供等)

第二十二条 機構は、厚生労働大臣に対し、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料の納付に関する事項その他厚生労働大臣の権限の行使に関して必要な情報の提供を行うものとする。

2 厚生労働大臣及び機構は、特例納付保険料の納付及び厚生労働大臣による公表が、適正かつ円滑に行われるよう、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

本則に次の一条を加える。

第二十六条 機構の役員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、二十万円以下の過料に処する。

一 第十七条第一項、同条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の六第二

項、第十八条第一項及び第二十一条第二項において準用する同法第百条の十一第二項の規定により厚生労働大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかったとき。

二 第十八条第二項において準用する厚生年金保険法第百条の七第三項の規定による命令に違反したとき。

(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

附則第百五十二条の次に次の一条を加える。

(厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部改正)

第百五十二条の二 厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例に関する法律(平成十九年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に改める。

第十一条第一項及び第二項中「第九十一条から第九十一条の三までの規定及び」を「第九十一条第一項、第九十一条の二及び第九十一条の三の規定並びに」に改め、同条第三項中「第九十一条」を「第九十一条第一項」に改める。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、厚生年金保険制度において事業主が被保険者

の保険料を源泉控除していたが納付義務を履行したことが明らかでない場合における保険給付に関する特例を設けるほか、当該事業主が特例納付保険料を納付できるようにするための措置等を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、現時点で見込める範囲内で推計した特例納付保険料等の総額約十二億円から、対象事業主等からの特例納付保険料等の納付額を控除した額が見込まれる。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(大村秀章君外六名提出)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第三条のうち国民年金法目次の改正規定中「措置」にの下の「第百二条」を「第百一条の三」に加える。

第三条のうち国民年金法第四章の改正規定中第七十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、専らこれらの事業の用に供するための施設の取得(建設を含む)又はその敷地の取得は、行わないものとする。

第三条中国民年金法第九十二条の三第三項の改正規定の次に次のように加える。

第八章中第百二条の前に次の一条を加える。

(国会への報告等)

第百一条の三 政府は、毎年度、年金特別会計において国民年金事業の運営に要した費用について、その財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した国民年金事業の運営に要した費用の使途を国会

に報告するとともに、公表するものとする。
第七条のうち厚生年金保険法目次の改正規定中「措置」にの下の「第九十二条」を「第九十一条の四」に加える。

第七条のうち厚生年金保険法第四章の改正規定中第七十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、専らこれらの事業の用に供するための施設の取得(建設を含む)又はその敷地の取得は、行わないものとする。

第七届中国民年金法第八十条第一項の改正規定の次に次のように加える。

第七章中第九十二条の前に次の一条を加える。

(国会への報告等)

第九十一条の四 政府は、毎年度、年金特別会計において厚生年金保険事業の運営に要した費用について、その財源の国庫負担又は保険料の別ごとの内訳及び当該財源の内訳に対応した厚生年金保険事業の運営に要した費用の使途を国会に報告するとともに、公表するものとする。

附則第三条の見出しを削り、附則第二条の次に次の見出し及び一条を加える。

(国民年金法の一部改正に伴う経過措置)

第二条の二 第三条の規定による改正後の国民年金法第百一条の三の規定は、平成十九年度以後の年度において国民年金事業の運営に要した費用について適用する。

附則第四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 第七条の規定による改正後の厚生年金保険法第九十一条の四の規定は、平成十九年度以後の年度において厚生年金保険事業の運営に要した費用について適用する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

国民年金事業及び厚生年金保険事業の運営の一層の改善を図るため、国民年金事業及び厚生年金保険事業の円滑な実施を図るための事業について施設の取得等は行わないものとする。このように、国庫負担又は保険料の財源の別ごとの使途等を国会に報告するものとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(参議院提出)

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第三条中国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)の目次の改正規定を次のように改める。

目次中「福祉施設第七十四条」を「削除」に改める。

第三条のうち国民年金法第四章の改正規定中同章を次のように改める。

第四章 削除

第七十四条 削除

第三条のうち国民年金法第八十五条の改正規定中「部分中」の下の「に規定する」を「各号に掲げる」に改め、「を」を加え、「削り」を「削り、同条第二項中「国民年金事業の事務の執行に要する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える」に改め、同改正規定に次のように加える。

一 国民年金事業の事務の執行に要する費用

二 国民年金事業の実施に必要な事務を円滑に処理し、被保険者、受給権者その他の関係者(次号において「被保険者等」という。)の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用

三 国民年金事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金に関し次に掲げる事業を行う

場合における当該事業に要する費用
イ 教育及び広報を行うこと。
ロ 被保険者等に対し、相談その他の援助を行うこと。

ハ 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供する。

四 政府が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用

第三条中国民年金法第八十五条の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十七条第一項中「費用」の下の「(第八十五条第二項各号に掲げる費用を除く)」を加える。

第三条のうち国民年金法附則第九条の四の次に一条を加える改正規定中附則第九条の四の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十五条の規定の適用については、同条第一項中「次項各号に掲げる費用」とあるのは、次項各号に掲げる費用及び附則第九条の四の二第一項の措置に要する費用」と、同条第二項中「次に掲げる費用」とあるのは「次に掲げる費用及び附則第九条の四の二第一項の措置に要する費用」とし、第八十七条第一項の規定の適用については、同項中「第八十五条第二項各号に掲げる費用」とあるのは、「第八十五条第二項各号に掲げる費用及び附則第九条の四の二第一項の措置に要する費用」とする。

第三条のうち国民年金法附則第九条の四の次に一条を加える改正規定中附則第九条の四の二に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第八十五条の規定の適用については、同条第一項中「次項各号に掲げる費用」とあるのは「次項各号に掲げる費用

三 国民年金事業の円滑な実施を図るため政府が国民年金に関し次に掲げる事業を行う

場合における当該事業に要する費用
イ 教育及び広報を行うこと。
ロ 被保険者等に対し、相談その他の援助を行うこと。

ハ 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供する。

四 政府が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二条第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用

用及び附則第九條の四の二第二項の措置に要する費用」と、同条第二項中「次に掲げる費用」とあるのは「次に掲げる費用及び附則第九條の四の二第二項の措置に要する費用」とし、第八十七條第一項の規定の適用については、同項中「第八十五條第二項各号に掲げる費用」とあるのは、「第八十五條第二項各号に掲げる費用及び附則第九條の四の二第二項の措置に要する費用」とする。

第七條中厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の目次の改正規定を次のように改める。

目次中「福祉施設(第七十九條)」を「削除」に改める。

第七條のうち厚生年金保険法第四章の改正規定中同章を次のように改める。

第四章 削除

第七十九條 削除

第七條中厚生年金保険法第八十條の改正規定を次のように改める。

第八十條第二項中「厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む)」の執行に要する」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 厚生年金保険事業の事務(基礎年金拠出金の負担に関する事務を含む)の執行に要する費用

二 厚生年金保険事業の実施に必要な事務(基礎年金拠出金の負担に伴う事務を含む)を円滑に処理し、被保険者、受給権者その他の関係者(次号において「被保険者等」という)の利便の向上に資するため政府が行う電子情報処理組織の運用に要する費用

三 厚生年金保険事業の円滑な実施を図るため政府が厚生年金保険に關し次に掲げる事業を行う場合における当該事業に要する費用

イ 教育及び広報を行うこと。

口 被保険者等に対し、相談その他の援助を行うこと。

ハ 被保険者等に対し、被保険者等が行う手続に関する情報その他の被保険者等の利便の向上に資する情報を提供するにと。

四 政府が独立行政法人福祉医療機構法(平成十四年法律第百六十六号)第十二條第一項第十二号に規定する小口の資金の貸付けを独立行政法人福祉医療機構に行わせる措置に要する費用

第七條中厚生年金保険法第八十條の改正規定の次に次の改正規定を加える。

第八十一條第一項中「含む」を「含み、前条第二項各号に掲げる費用を除く」に改める。

第七條のうち厚生年金保険法附則第二十九條の二を改め、同条を附則第二十九條の三とし、附則第二十九條の次に一條を加える改正規定中附則第二十九條の二第一項に後段として次のように加える。

この場合において、第八十條第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる費用」とあるのは、「次に掲げる費用及び附則第二十九條の二第一項の措置に要する費用」とし、第八十一條第一項の規定の適用については、同項中「前条第二項各号に掲げる費用」とあるのは、「前条第二項各号に掲げる費用及び附則第二十九條の二第一項の措置に要する費用」とする。

第七條のうち厚生年金保険法附則第二十九條の二を改め、同条を附則第二十九條の三とし、附則第二十九條の次に一條を加える改正規定中附則第二十九條の二に次の一項を加える。

3 前項の場合において、第八十條第二項の規定の適用については、同項中「次に掲げる費用」とあるのは、「次に掲げる費用及び附則第二十九條の二第二項の措置に要する費用」とし、第八十一條第一項の規定の適用については、同項中「前条第二項各号に掲げる費用」とあるのは、「前条第二項各号に掲げる費用及び附則第二十九條の二第二項の措置に要する費用」とする。

第十四條のうち特別会計に関する法律(平成十九年法律第二十三号)第百十一條第七項の改正規定中「第七十四條第一項及び第二項の規定による」を「第八十五條第二項第二号及び第三号の」に、「第八十條第二項第二号及び第三号の」に改め、同改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百十三條第六項中「に規定する国民年金事業の事務の執行に要する費用」を「各号に掲げる費用(同法附則第九條の四の二第一項の措置に要する費用及び同条第二項の措置に要する費用を含む)」に、「に規定する厚生年金保険事業の事務の執行に要する費用」を「各号に掲げる費用(同法附則第二十九條の二第一項の措置に要する費用及び同条第二項の措置に要する費用を含む)」に改める。

第十四條のうち特別会計に関する法律第百十四條の改正規定中「福祉施設を」業務取扱費、国民年金法第七十四條第一項及び第二項の規定による措置に、「補助金」を「交付金」に改め、「国民年金事業の福祉施設に要する経費」及び「又は独立行政法人福祉医療機構への補助金」を削り、「福祉施設」を「業務取扱費、厚生年金保険法第七十九條第一項及び第二項の規定による措置」に改め、「を」厚生年金保険事業の福祉施設に要する経費、及び「又は独立行政法人福祉医療機構への交付金」を削り「に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

(関係法律の整理等)

第二條 この法律の施行に伴う関係法律の整理その他必要な事項については、別に法律で定める。

る。

(公務員に係る被用者年金事業の事務費用負担に関する検討)

第三條 国家公務員及び地方公務員に係る被用者年金の事業の事務に要する費用の負担の在り方については、公的年金制度の一元化に際し検討が行われ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

理由

国民年金事業及び厚生年金保険事業の適切な財政運営に資するため、国民年金及び厚生年金保険の保険料を原資とする資金が、これらの事業に係る事務の執行に要する費用、これらの事業の円滑な実施を図るための措置に要する費用等の支出に充てられないようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律の施行に伴い必要となる経費は、平年度約二千億円の見込みである。

第一類第七号 厚生労働委員會議録第六号 平成十九年十一月十四日

平成十九年十一月十九日印刷

平成十九年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D